

第4章 大規模災害時の栄養・食生活支援活動

1 災害時における受援体制

災害時の食支援活動は、主に保健部の栄養士等が担当する。

災害の規模により、食支援活動を行う人員が不足する場合は、県内外の自治体や栄養士会の栄養士等の支援を受けることになる。

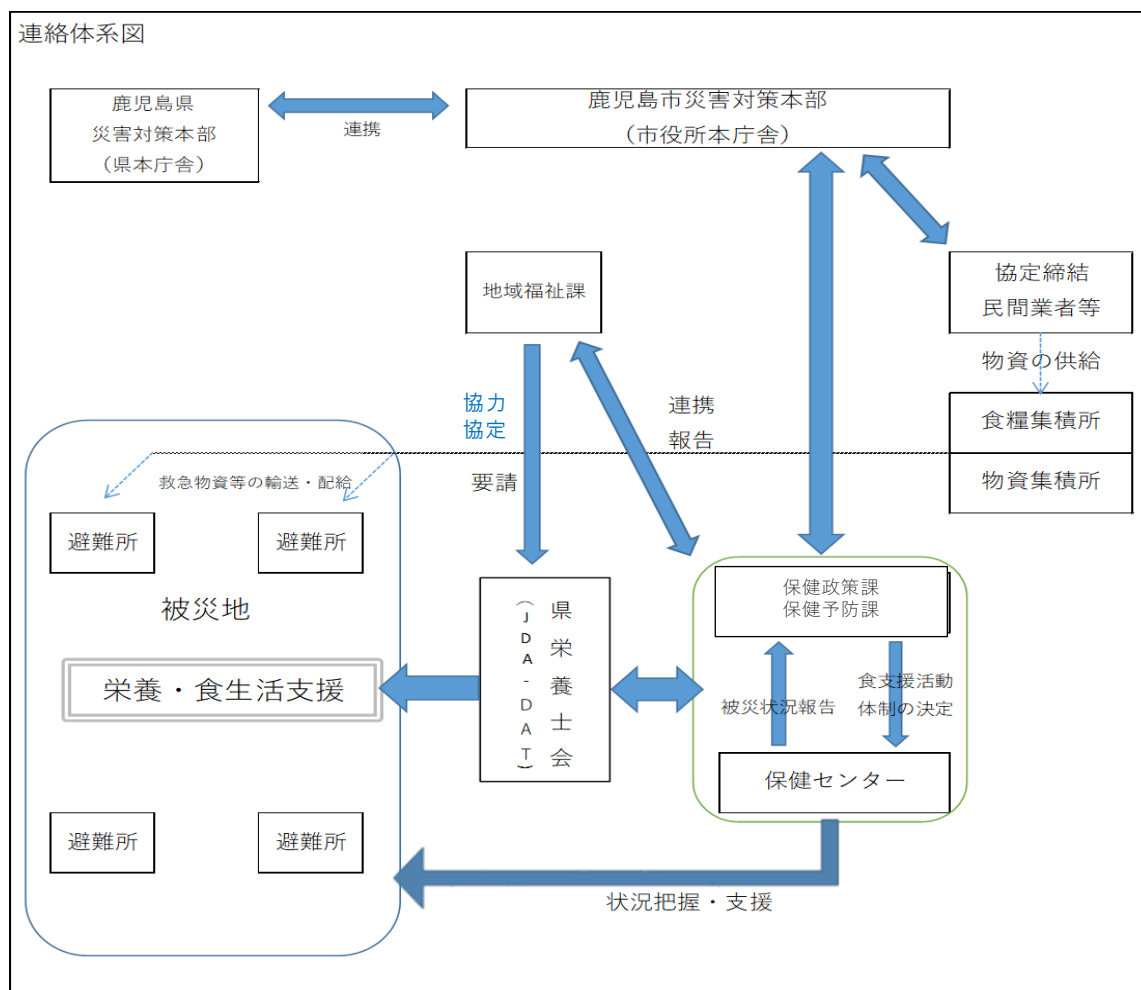
災害応急対策又は災害復旧のために必要がある時は、災害対策基本法第29条、第30条及び地方自治法第252条の17に基づき、職員派遣又はあっせんの要請ができる。また、災害対策基本法第31条に基づき、要請又はあっせんがあったときは職員の派遣義務がある。

これらの法律等に基づき、本市栄養士も支援の受け入れや派遣に対応していく。

(1) 災害時の栄養士派遣受け入れ体制の整備

災害時には全国の自治体や栄養士会から栄養士等が派遣され、被災地の食支援活動にご協力いただくことが想定されるが、災害時に派遣栄養士等が被災地での円滑な食支援活動を行えるよう、平常時に受援体制を整備しておくことが必要である。

受入にあたっては、被災状況を把握しておく他、平時から本市の基礎情報（人口、高齢化率、医療機関数、地図、連絡リスト等）を備え、随時更新しておく。



(2) 派遣要請の流れ

発災後速やかに栄養士の人員確認を行うと共に、避難所等の栄養・食生活の状況、特定給食施設の被災状況について情報収集を行い、それを元に栄養士の派遣要請計画を立てる。

各保健センターは、管轄地域の健康被害状況や医療・保健ニーズなどの情報収集を行い、栄養士の応援・派遣を保健所（保健政策課）へ依頼する。

ア 派遣要請人数算出のめやす

栄養士の業務遂行体制は、保健所に4人（情報等の統括2人（保健政策課）、特定給食施設対応2人（保健予防課）、保健センターに5人（各保健センター1人ずつ）の計9人の栄養士を基本とする。

業務に従事できる本市の栄養士の人数を把握した上で、不足人数を派遣要請人数とし、健康福祉対策部保健所班（保健政策課）に相談する。ただし、この算出はあくまでも目安であるため、被災状況等を鑑み算出するものとする。

各保健センターは、管轄地域の健康被害状況や医療・保健ニーズなどの情報収集を行い、栄養士の応援・派遣を保健所（保健政策課）へ依頼する。

イ フェーズ毎の受援体制

受援を物資（食糧）と人材に分け、フェーズ毎に受援体制を整えておく。

	物資（食糧）	人材
フェーズ1 概ね発災後 72時間以内	① 支援物資の受入れ状況の把握 ② 避難者のエネルギー確保に必要な食料の受入 ③ 要配慮者用食品の確保・調整（特殊栄養食品ステーション設置及びサテライト設置の検討）	① 受援の必要性の確認、決定 ② 受援業務と人数を検討 ③ 栄養士派遣に関する要請、関係機関・団体の調整 ④ 派遣自治体との連絡調整
フェーズ2 避難所対策が 中心の時期	① 避難者の栄養量確保に必要な食料の受入れ ② 避難所等へ要配慮者用食品の提供	① 派遣受入に関する連絡調整 ② 受援体制の整備（担当等を決める） ③ 連絡会議の開催
フェーズ3 避難所から仮 設住宅までの 時期	① 要配慮者用食品の供給停止	② 受援の終了計画、引継ぎ ③ 派遣終了に向けての業務体制整備 ④ 派遣終了の調整

ウ 受援内容

栄養・食生活支援に携わる団体等には、鹿児島県栄養士会、JDA-DAT、DHEAT、保健師等チーム等がある。各団体の活動内容を考慮して、受援内容を検討する。また、全国の自治体や栄養士会から栄養士等が派遣されてきた場合を想定し、活動の目安を決めておく。

(参考) 他県震災の際、支援者へ依頼した活動の例

栄養士	JDA-DAT
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食事提供状況の確認 ・食の要支援者の把握と相談対応 ・避難所の提供食事アセスメント ・特殊栄養食品の配布 ・栄養・食生活に関する指導・普及啓発 ・普及啓発資料の作成と配布 ・避難所で提供される弁当の献立作成 ・衛生面での助言・普及啓発 ・栄養、食生活コーディネート(派遣栄養士の活動調整、通常業務の再開計画等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食事提供状況の確認 ・食の要支援者の個別栄養相談 ・特殊栄養食品等の物資の在庫管理と整理 ・特殊栄養食品の運搬・配布(特殊栄養食品ステーションの設置)

エ 受援内容の計画例

想定される受援内容と必要人数を算出し、依頼先別にまとめておく。

受援業務(何を)	受援人数	
備蓄食料及び支援物資の栄養量調整(手配)		1名
要配慮者の食品手配 (特殊栄養食品ステーション設置)	ステーション数 ()箇所×2名	名
提供食の調整支援(炊き出し、弁当等)		2名
避難所の食事調査・評価(要配慮者含む)	避難所数()か所/ 5か所×2名	名
避難者への巡回栄養相談	避難所数()か所/ 5か所×2名	名
避難所の食品衛生助言、食品保管状況の確認・指導	避難所数()か所/ 5か所×2名	名
栄養・食生活支援コーディネート(派遣栄養士の活動調整、通常業務の再開計画等)		1～2名
特定給食施設等への食事提供支援	被災施設数()か所/ 3か所×1名	名

(3) 支援活動に基づく役割分担

大規模災害発生時の被災地での栄養・食生活支援活動は、避難者の健康管理を支援する「対人保健」と、避難所等での食事の提供や食品衛生助言、給食施設等を支援する「対物保健」、情報提供や食事の分析評価、対策立案、支援要請、連絡調整等を行う「マネジメント」の3つである。この3つをそれぞれの立場で連携のもと、実施することが重要である。

【役割分担表(例)】

		被災地域 保健センター (保健センター 栄養士)	【保健センター支援】 派遣行政栄養士	保健所栄養士 及び 【保健所支援】 派遣行政栄養士	DHEAT (医師、保健師、 薬剤師、管理栄養士、 事務職等)	厚生労働省	JDA-DAT (栄養士 会)
対人保健	避難者の 健康管理支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な食に関する普及啓発、健康教育(ポピュレーションアプローチ) ・避難者の食の自立に向けた支援(自助による栄養量の確保) 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び派遣行政栄養士の支援 ・関係団体等(JDA-DAT含む)による支援チームの支援 ・健康課題のアセスメント 			避難者への個別巡回相談(ハイリスクアプローチ)
	避難者の栄養に配慮した食事の提供支援	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食品(固定・流通)又は支援物資からの栄養確保、提供支援 ・炊き出し、弁当等からの適切な栄養量の確保支援 ・炊き出しボランティアへの啓発(栄養量確保) 		<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター及び派遣行政栄養士の支援 ・不足資源の調達 ・調達資源の適正配分 		避難所における食事提供の栄養の参照量提示	
対物保健	要配慮者の栄養に配慮した食事の提供支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の把握 ・要配慮者に有用な食料(備蓄、支援物資)の確保、提供支援 ・要配慮者に配慮した食事の提供支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター及び派遣行政栄養士の支援 ・JDA-DATの支援 			特殊栄養食品ステーションの設置、配布
	避難所等の食品衛生助言	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の食事の衛生管理状況の把握と衛生助言 ・炊き出しボランティアへの衛生助言 		<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員との連絡調整 ・保健センター及び派遣行政栄養士の支援 			
	給食施設支援			給食提供困難施設への支援			

		被災地域 保健センター (保健センター 栄養士)	【保健センター支援】 派遣行政栄養士	保健所栄養士 及び 【保健所支援】 派遣行政栄養士	DHEAT (医師、保健師、 薬剤師、栄養士、 事務職等)	厚生労働省	JDA-DAT (栄養士 会)
マネジメント	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄及び支援物資の状況把握 ・ 提供食の状況把握 ・ 避難所の食に関するニーズの把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集 ・ 量販店、スーパー等の食料提供状況の把握 ・ ライフライン復旧状況の把握 			
	分析評価	提供食の食事調査		食事調査の分析、評価			
	対策立案・ 支援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健活動計画の立案 ・ 通常業務の再開計画の立案 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先対策の決定 ・ 保健センター及び派遣行政栄養士の支援 			
	関係機関との 連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し実施団体の把握 ・ JDA-DAT との連絡調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 組織、職種横断的な調整(支援チーム) ・ 災害対策本部との連絡調整 ・ JDA-DAT との連絡調整 		都道府県との 連絡調整	保健所、保 健センターとの連 絡調整
	受援体制の 整備	受援内容の計 画、要望		<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援要望の とりまとめ ・ 栄養士、栄 養士の派遣 要請 ・ 受援内容の 計画、要望 		栄養士、栄養 士の派遣調 整	

(4) 派遣受け入れの終了について

避難所の縮小や閉鎖、自治体の通常業務の再開、地元マンパワーの確保の見通しなど、様々な状況を踏まえ、派遣受け入れの終了時期を検討する。

2 災害時における被災地への派遣体制

他都道府県等で大規模災害が発生し派遣要請があった場合には、派遣計画の策定等派遣体制の整備にあたりるとともに、保健師等との連携を図り職員の派遣調整を行う。

(1) 栄養士派遣調整

ア 基本的事項

(ア) 派遣職員

原則、保健部の栄養士とし、厚生労働省からの派遣要請の規模等を踏まえ、調整を

行う。

(イ) 派遣人数

厚生労働省からの要請を踏まえ調整を行う。

(ウ) 派遣期間

1班(保健師等と構成)の派遣は概ね7日程度とし、現地入りに要する時間や被災地での支援内容によって期間を検討する。また、災害直後の厳しい状況下で不眠不休の活動や宿泊場所が確保できない場合などは、派遣職員の心身への影響・疲労度等も勘案し派遣期間を検討する。

イ 情報の共有

被災地支援に従事する派遣職員に、参考となる情報を派遣元(保健部)において収集・整理し提供する。

その手段については派遣先の状況・設備により、直接、電子メール、ファクシミリ、あるいはそれらを現地自治体経由で伝達することが想定される。

【情報提供内容】

項目	具体的内容(例)
最新情報	栄養・食生活支援活動に必要な情報(国の動向、被災地の状況、自治体の活動指針、現地で従事する他の地区における公衆衛生活動の概要等)
被災地の基礎情報	人口、高齢化率、避難所数、医療機関数、地図、連絡リスト等
有効な資料	栄養・食生活支援活動に有効な資料、派遣先自治体の災害マニュアル等
その他	宿泊場所、必要物品の供給に必要な情報等、栄養士活動報告書(支援日報)

ウ 派遣先での留意点

(ア) 自分自身の健康管理に注意し、自分の身は自分で守るように心がける。

(イ) 被災者のプライバシーの保護及び秘密の保持に配慮する。

(ウ) 栄養・食生活支援をした結果や栄養に関する問題がある被災者の状況等は、活動記録に必ず記入し、現地で担当する栄養士等に提出し、情報をつなげる。

(エ) 被災地の職員に余分な負担をかけることがないように、筆記用具から報告書作成に至る支援活動に必要な物品を持参するとともに、引継ぎなどについても自己完結を図る。

エ 保健部の後方支援体制

被災地支援に従事する栄養士の業務は、必要に応じて派遣栄養士業務を原則、保健部内栄養士にて後方支援する。また、被災地支援に従事する栄養士の本市での平時業務は、原則、保健部内栄養士にてフォローする。このため、平常時から自分の所属以外の栄養士業務についても把握しておくことが必要である。